

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金
 (大規模集客施設・大規模施設テナント向け)
 対象事業者フローチャート

営業時間短縮要請の全期間（8月20日(金)20時～9月12日(日)24時）において、営業時間を短縮していませんか？（遅くとも8月27日(金)から要請に応じ、かつ、9月12日(日)まで営業時間短縮を継続しましたか？）

YES

NO

対象外

措置区域（鹿児島市，霧島市，始良市）における以下のいずれに該当しますか？

大規模集客施設
 運営事業者
 (総床面積1,000㎡超)

テナント事業者

映画配給会社

別紙一覧表の営業時間短縮要請
 対象施設に該当しますか？

④映画配給会社

店舗面積は1,000㎡超ですか？

YES

NO

対象外

①大規模集客施設
 運営事業者

②映画館運営事業者

YES

そのテナントは、別紙一
 覧表の営業時間短縮要請
 対象施設に該当します
 か？

NO

そのテナントが入居している大
 規模集客施設は、別紙一覧表
 の営業時間短縮要請施設に該
 当し、かつ営業時間短縮要請
 に応じていますか？

①大規模集客施設運営事業者
 か③テナント事業者か、どち
 らで申請するか選択可能

YES

③テナント事業者

YES

NO

対象外

飲食店又は喫茶店の
 営業許可証を有する
 飲食店ですか？

飲食店を対象とした
 時短要請協力金

YES

YES

NO

③テナント事業者

飲食店を対象とした「鹿児島県新型コロ
 ナウイルス感染症対策時短要請協力金」
 と、本協力金のどちらかを選択可能

- ①，②，④の事業者については、
 <大規模集客施設運営事業者・映画館運営事業者用> 申請要領をご覧ください。
 ③の事業者については、
 <テナント事業者用> 申請要領をご覧ください。

【特措法施行令第11条第1項に掲げる施設のうち、20時以降も営業する1,000平方メートルを超える施設】
 (イベント開催時及び映画館については21時以降)

| 施設の類型 | 施設の種類 | 施設例 | 要請内容 |
|---------------------------|------------|--|--|
| イベント関連施設等 | 劇場等 | 劇場, 観覧場, 映画館, 演芸場 など | ○1000㎡超 20時までの営業時間短縮要請 ※イベント開催時及び映画館は21時までの営業時間短縮を要請 |
| | 集会場等 | 集会場, 公会堂, 展示場, 貸会議室, 文化会館, 多目的ホール など | |
| | ホテル等 | ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) | |
| イベントを開催する場合がある施設 | 運動施設 | 体育館, スケート場, 水泳場, 屋内テニス場, 柔剣道場, ボウリング場, テーマパーク, 遊園地, 野球場, ゴルフ場, 陸上競技場, 屋外テニス場, ゴルフ練習場, バッティング練習場, スポーツクラブ, ホットヨガ, ヨガスタジオ など | ○1000㎡超 20時までの営業時間短縮要請 |
| | 博物館等 | 博物館, 美術館, 科学館, 記念館, 水族館, 動物園, 植物園 など | |
| 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設 | 遊技場 | マージャン店, パチンコ店, ゲームセンター など | ○1000㎡超 20時までの営業時間短縮要請 |
| | 遊興施設 | 個室ビデオ店, 個室付浴場業に係る公衆浴場, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場 など | |
| | サービス業を営む店舗 | ネイルサロン, エステティック業, リラクゼーション業 など(生活必需サービスを除く) | |
| | 物品販売業を営む店舗 | 大規模小売店, ショッピングセンター, 百貨店, 家電量販店 など(生活必需物資を除く) | ○1000㎡超 20時までの営業時間短縮要請 ※生活必需物資を除く |